

今回の計画改定における方針案

方針① 市民との協働による計画の推進

都市公園等の増加により、管理の手が行き届かなくなることや、地域に合わせた公園の利用形態の検討といったことにも対応できるよう、市と市民それぞれが、施策ごとにふさわしい役割分担を担いながら計画を推進していきます。

方針② 民有地の緑の維持・保全

土地所有者による適切な維持管理がなされるような取組みを検討するとともに、民有地の良好な緑を保全するために、市民緑地(注1)などの緑地の管理手法を検討し、NPO、ボランティア等の協力を得て、できる限り民有地の緑を現状のまま維持・保全していきます。

方針③ 質の高い緑の創出

緑の量を増やすだけでなく、目にみえて、風格のある、質の高い緑をつくり、育てていきます。

方針④ 進捗管理できる計画目標の設定

現在の計画における目標では、数値目標を設定しているものがほとんどなく、進捗状況を把握することが難しいため、わかりやすく、進捗管理ができる目標を設定することで、より実効性を高めます。

方針⑤ 実行性を高める進捗管理体制の構築

設定した目標の進捗状況を把握し、より実効性を高めるための、管理体制を構築する。

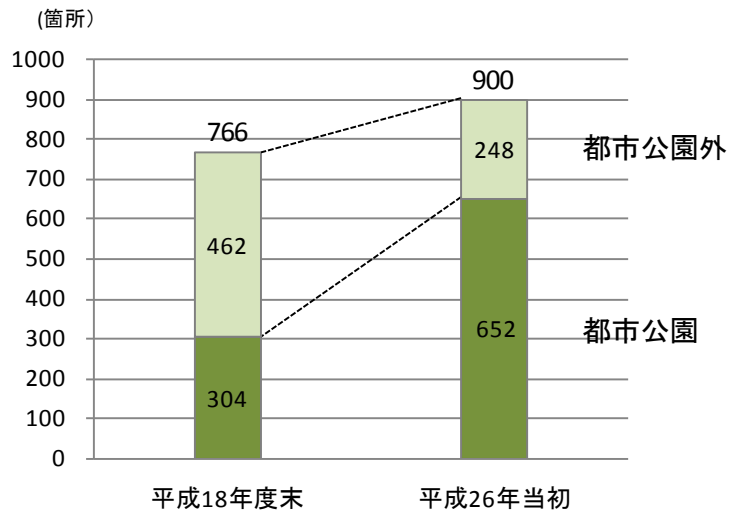
方針⑥ わかりやすさと興味を持ってもらえる計画

様々な主体が緑の保全・創出に取り組んでいくために、計画を推進する主体、手法、根拠などを明確にして、わかりやすい計画にするとともに、レイアウト等も含め読みやすく、興味を持ってもらえるような計画とします。

(注1) 市民緑地制度・・・土地所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。(都市緑地法第55条)

方針① 市民との協働による計画の推進について

- ・街区公園は、その他の公園種別と比べ比較的整備が進んでいますが、まだまだ不足地域が多くあります。
- ・また、都市公園と都市公園外の整備箇所数も平成18年度末766箇所188.8haが、平成26年当初には900箇所216.2haまで、増えています。



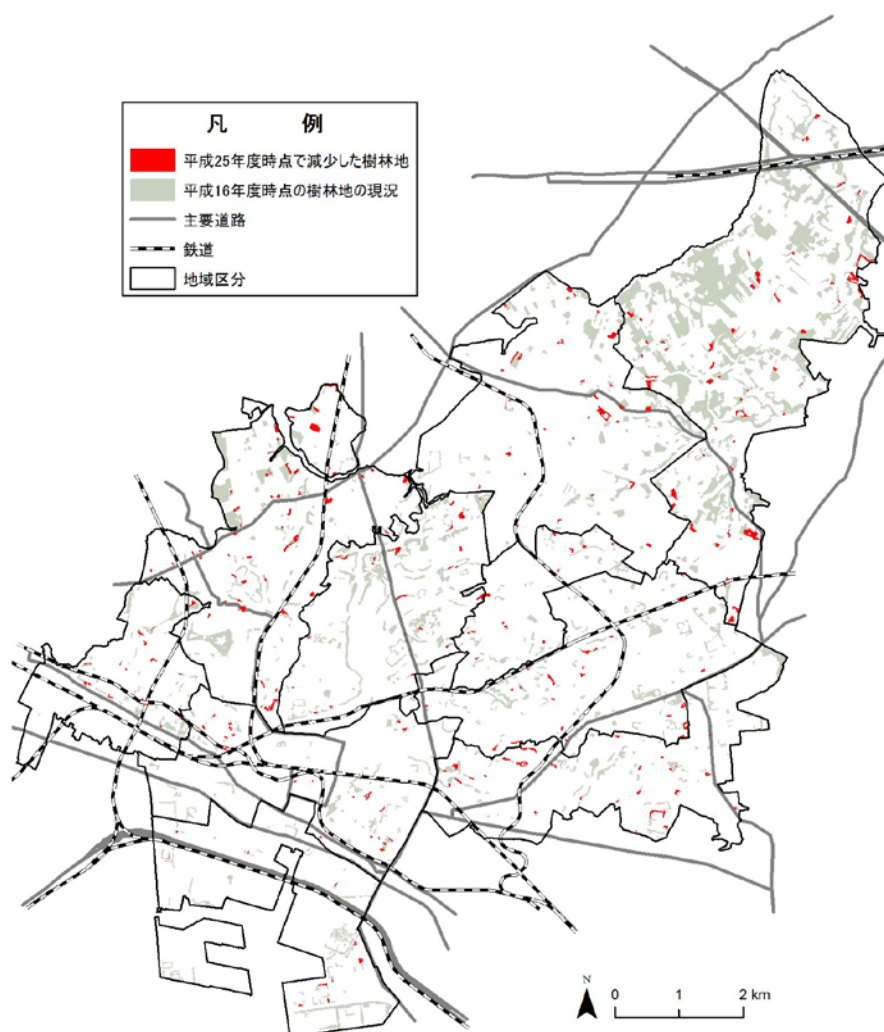
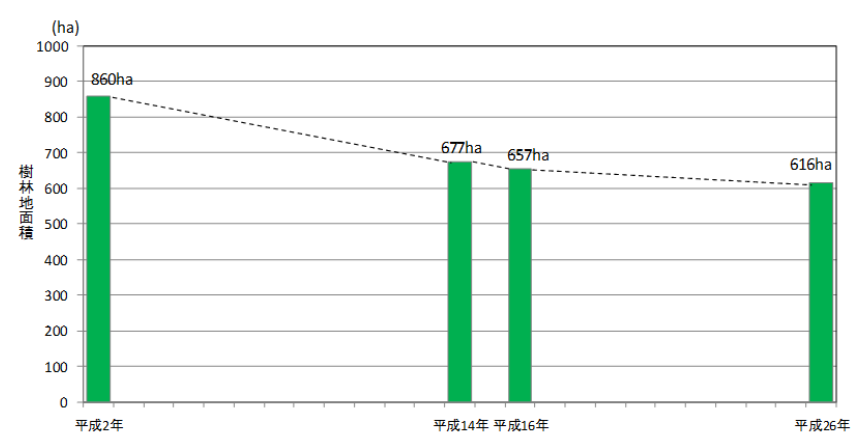
区分	平成18年度末		平成26年当初	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	304	155.35	652	194.67
都市公園外	462	33.46	248	21.55
総計	766	188.81	900	216.22

※都市公園外とは、広場、市民の森、管理緑地、グリーンスポット、プロムナード、調節池等、遊歩道です。

- ・これに対し、公園の管理は、毎年250程度の団体に清掃委託をしていますが、公園清掃委託に関しては、新規委託箇所がある一方で、受託者の高齢化による辞退もあり数が思うように増えないのが現状です。

方針② 民有地の緑の維持・保全について

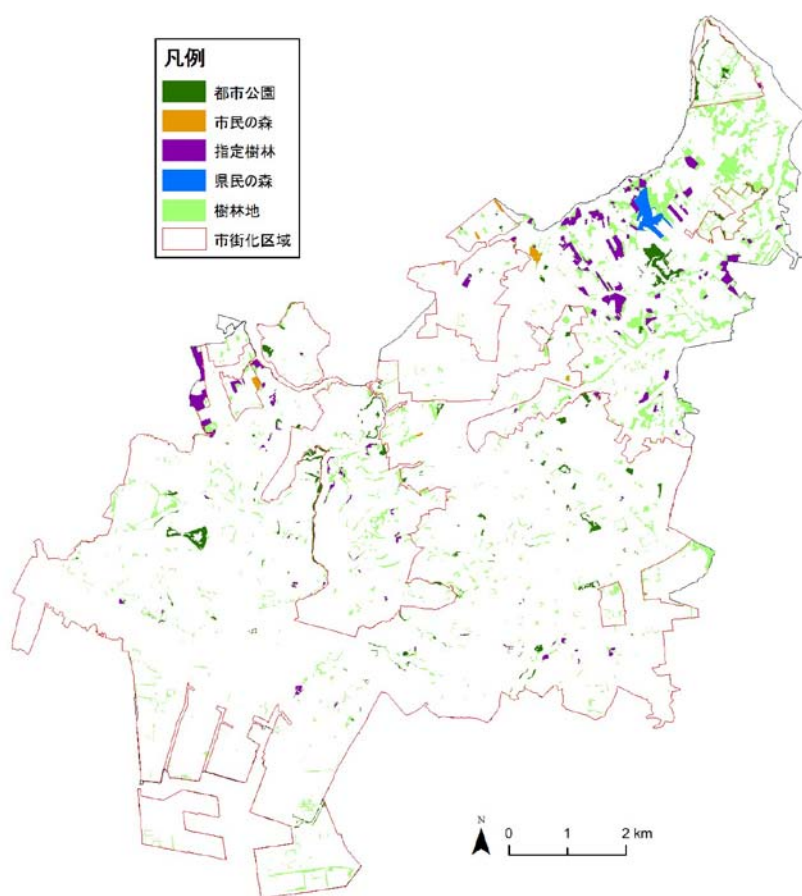
・本市の 300 m²以上の樹林地は、平成 2 年（1990）は 860ha であったが、平成 16 年（2004）には 657ha となり約 200ha 減少し、平成 26 年（2014）には 616ha となり、さらに約 41ha 減少している。平成 14 年では 677ha であり、この 3 時期の 300 m²以上の樹林地の経年変化は下図に示すとおりである。



・ 300 m²以上の樹林地面積のうち、保全が担保されているものは約3割で、その内訳は、次のとおりです。なお、都市公園の78haは、都市公園内に含まれる樹林地の面積です。

■ 指定樹林	214箇所	105ha	(樹林地面積に占める割合 17.0%)
■ 市民の森	7箇所	7.8ha	(" 1.3%)
■ 都市公園		78ha	(" 12.7%)
■ 県民の森		15ha	(" 2.4%)

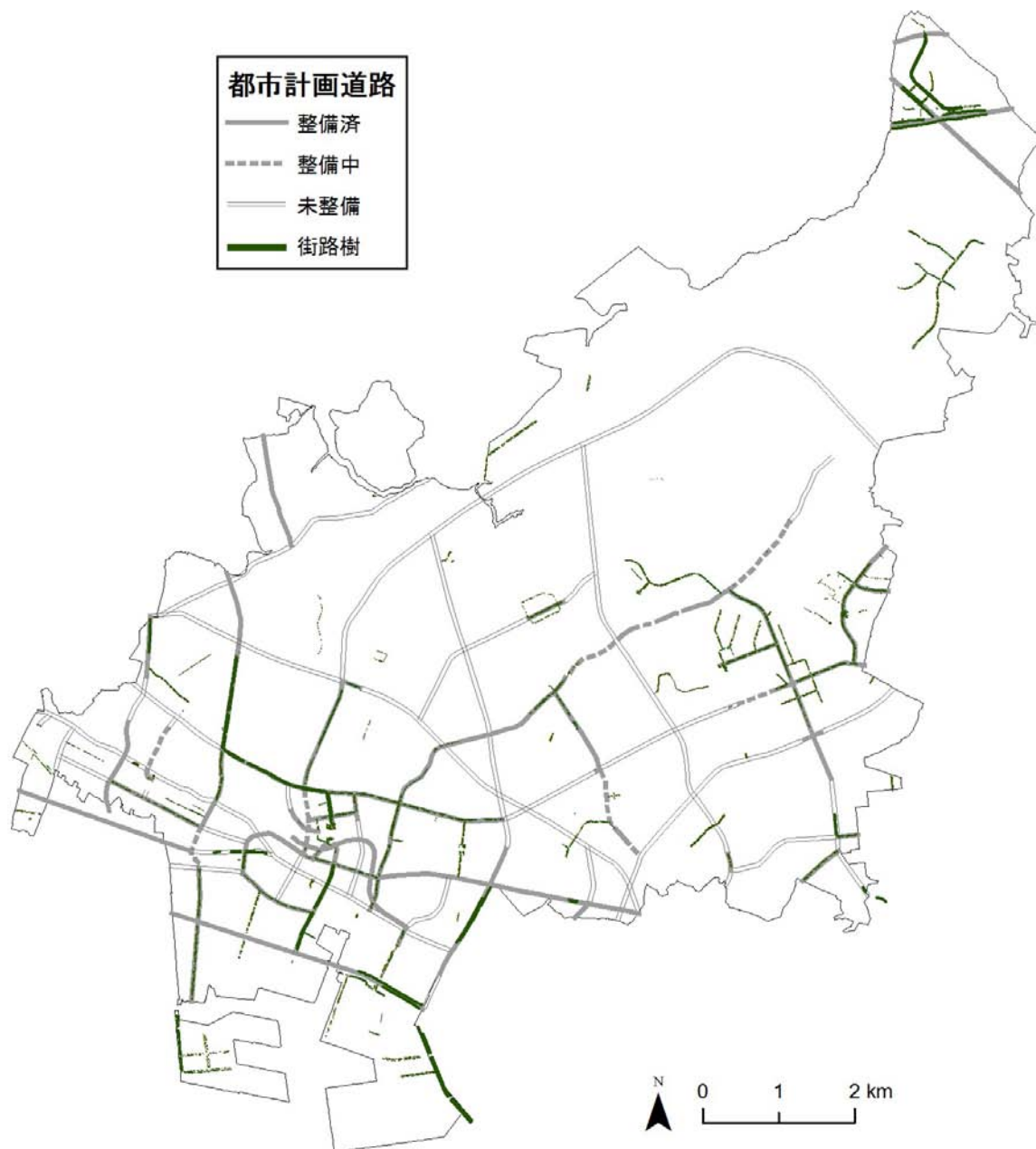
・ 自然林等の保護対策は、平成18年当時9箇所あった市民の森のうち4箇所を都市緑地とし、さらに2箇所の樹林地を新たに市民の森として整備し開放しています。しかしながら、新規の指定箇所は少ないのが現状です。



樹林地分布とその保全状況

方針③ 質の高い緑の創出について

- ・道路緑化を積極的に進めることにより目に映る緑をつないでいくこととしていますが、高木は、歩道有効幅員を確保するために、植栽木の幅がせまくなり、植栽本数が限られます。また、隣接宅地等の車両乗り入れ箇所が多く、連続して植栽することが困難な状況です。
- ・現在は、目指すべき樹形等が定まっておらず、剪定等の管理が随時対応になってしまっているため、管理マニュアルを作成し、管理指針を定めていく必要があります。



方針④ 進捗管理できる計画目標の設定について

現在の計画の施策等の検証

○達成(概ね達成を含む) △検討継続(一部達成を含む) ×未達成、未着手

基本方針	検討施策	8年間の実績 (平成18年度～平成25年度)	目標年次 達成の見 込み	見直しにあたっての基本的な考え方	
				●:基本方針を支える基幹的な施策 ◎:基本施策の枠組みを再編した上で新たに検討を加え 反映する基幹的な施策 ○:基本施策再編の中でその考え方を反映させる施策 下線:基本方針及び現行施策	
1.身近な公園 が充実したま ちづくり	(1)公園緑地の整備推進	優先的整備の検討と推進 街区公園47箇所3.1ha、近隣公園1 箇所5.4ha整備	○	●	公園種別ごとの施策の再考、総合・運動公園の整備の あり方・都市公園ストック再編事業の検討
	(2)緑の防災空間づくり	8公園において災害用便所等の防災 施設の整備	○	●	防災公園の整備と防災機能の強化を1つの施策として 整理、既設公園のリニューアルとも調整
	(3)地域特性を活かした魅 力ある公園づくり	アンデルセン公園36.8ha開設 (10.7ha増)	○	●	総合・運動公園の整備との再編を検討
	(4)既設公園のリニューア ル	8箇所出入口やトイレのバリアフ リー化の再整備実施	○	●	5,000㎡以上の街区公園の再整備による機能強化との 再編の検討、都市公園ストック再編事業の検討、防災公 園の整備との調整
	(5)市民参加の公園づくり	公園整備の際には、設計案を作成 し、利用が予想される町会等に意見 を求めている	△	◎	基本方針4の施策との調整(ソフトの施策であるため)
	(6)公園緑地等の維持・管 理	毎年250程度の団体に清掃委託	△	◎	基本方針4の施策との調整
	(7)生産緑地の活用		×	○	施策とすかどうかも含めて再検討
2.水とみどりの ネットワークに よる南北軸の 形成	(8)南部海老川環境軸の形 成	北谷津川プロムナード整備延長約 270m、北谷津(上流)沿いの斜面緑 地の保全	△	◎	基本方針2は、基本方針1、基本方針3、基本方針5と切 り口が異なり、施策が公園緑地の整備推進と重複するた め整理が必要
	(9)北部アンデルセン環境 軸の形成(二重川沿いの 散策路整備等)	木戸川沿いの散策路整備(管理用通 路整備延長約600m)	△	○	
3.都市緑化の 推進による緑 の都市の形成	(10)街路樹による連続する 緑空間の積極的形成	高木1路線7本、低木3路線 2,100 本、地被類1路線427鉢整備	○	●	
	(11)景観木・屋上緑化・生 垣による緑のまちづくり	例年100件前後の緑化協定の締結、 生垣助成制度の実施	○	◎	都市緑化施策は公共施設と民有地に分けて再整理
	(12)緑化重点地区の推進		△	○	緑化重点地区の推進を施策としていくかどうか再検討
4.緑の維持・ 管理の充実と 市民等との連 携による緑の 保全と創出・ 育成	(13)市民・企業との連携に よる緑化推進	毎年80箇所以上の公園の花壇への 花苗等植えと管理をするふれあい花 壇の実施(H26年度は95箇所に増 加)、花いっぱいまちづくり事業では 毎年30前後の団体に助成	○	●	基本方針4の再整理において、この施策も整理、緑の普 及・啓発の施策としていく
	(14)市民参加による緑の保 全・活用と管理		×	○	基本方針4の再整理において、この施策も整理
	(15)緑の散策路づくりの推 進		×	○	緑の普及・啓発の施策として再整理
	(16)ピオトープ事業の推進		×	●	生物多様性地域戦略の施策としては重要であるため、 基本方針に生物多様性の確保をいれるかどうかも含め て検討
	(17)環境学習プログラムの 開発		×	◎	緑の普及・啓発の施策として再整理
	(18)緑の基金の活用	基金の解散により、緑と花のジャンボ 市、花壇コンテスト ふれあい花壇、花いっぱいまちづくり 助成は市が引き継ぐ	△	◎	
5.自然林など の保全対策の 推進による船 橋らしい緑の 積極的な保全	(19)制度の活用による樹林 等の保全(市街化区域の 自然林等の保全、市街化 調整区域の樹林の保全)	寄付受納、都市緑地の整備、指定樹 林の指定	○	◎	基本方針2と重複する施策もあるため基本方針2の整理 合わせて再整理、施策を市街化区域と市街化調整区域 で分けて整理するかどうか再検討
	(20)「市民の森」による樹林 等の保全・活用	新たに2箇所整備、4箇所は都市緑 地として整備	○	●	
	(21)巨樹・巨木の保全	指定樹木として助成	△	●	ハードとソフトの施策の整理

現在の計画における緑地の確保及び都市公園の整備について計画の目標水準

緑地の確保目標

- ・ 将来市街化区域に対する割合14%（おおむね792ha）
- ・ 都市計画区域面積に対する割合 17%（おおむね1497ha）

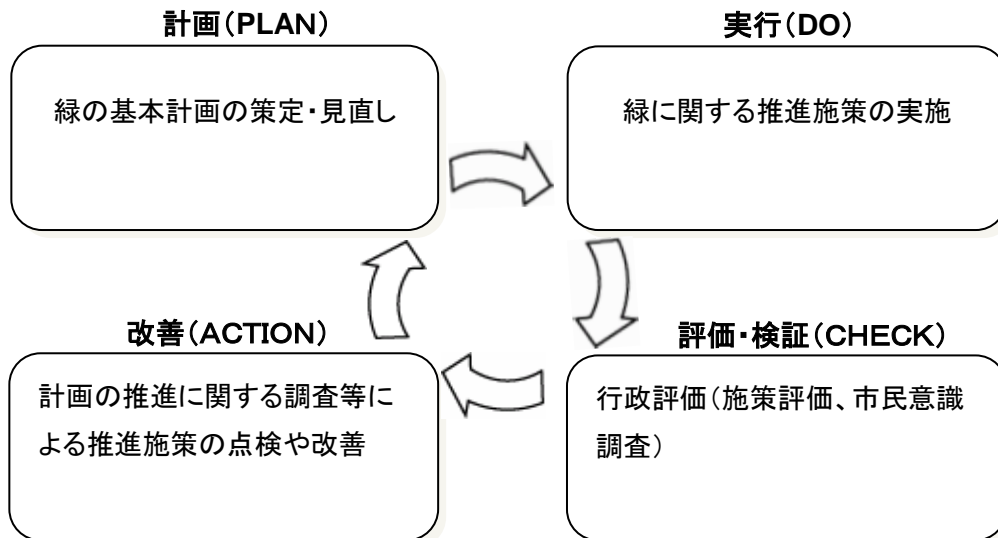
都市公園の整備目標

- ・ 都市公園の都市計画区域人口一人当たりの目標水準 9㎡/人
～ 当面の整備目標として5㎡/人を目指します ～

- ・ 平成 26 年 4 月 1 日現在で都市公園 1 人当り 3.14 ㎡、都市公園外も含む公園等では 1 人当り 3.49 ㎡です。

方針⑤ 実行性を高める進捗管理体制の構築について

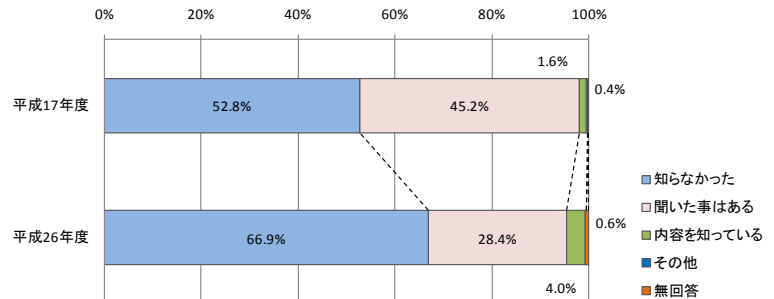
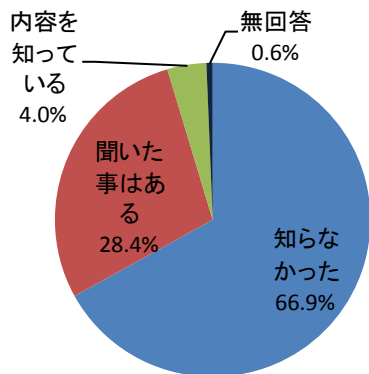
- ・ 下記のサイクルで計画の策定、施策実施、検証、見直しなどの進捗管理を適切に行い、その結果を公表しながら、常に実効性を高め、目標を達成できるような体制を構築する。



進行管理の仕組み

方針⑥ わかりやすさと興味を持ってもらえる計画について

- ・「公園」と「みどり」に関するアンケートでは、緑の基本計画を知らなかったと回答した方が7割を占め、計画の周知は課題の1つです。



- ・計画を周知していくためにも、わかりやすい計画が必要です。現行計画の基本方針は、身近な公園の充実、都市緑化の推進、緑の積極的な保全という施策と水と緑のネットワーク、南北軸の形成、緑の維持・管理の充実、市民等との連携という方針が混在しているためわかりづらい状況にあります。基本方針は、施策を示すのではなく、基本的な考え方、方向を示すよう整理していきます。

現在の緑の基本計画の基本方針

- 基本方針1：身近な公園が充実したまちづくり
- 基本方針2：水とみどりのネットワークによる南北軸の形成
- 基本方針3：都市緑化の推進による緑の都市の形成
- 基本方針4：緑の維持・管理の充実と市民等との連携による緑の保全と創出・育成
- 基本方針5：自然林などの保全対策の推進による船橋らしい緑の積極的な保全

下線が実線（ ）の部分は基本的な考え方や方向性ですが、点線（ ）の部分は、施策となっている。